中小企業・小規模事業者の皆様へ

早期経営改善計画策定支援事業

にかかる計画策定費用一部補助のご案内

何事も早めが肝心。元気な時から早めの「気づき」を…

和歌山県信用保証協会

2022.04

～企業の健康診断～

「早期経営改善計画策定支援事業」に係る計画策定費用の一部補助について

「早期経営改善計画策定支援事業」とは、資金繰り管理や採算管理等の早期段階から経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者を国が支援するものです。

この事業は**金融支援を目的とせず、早期から経営を見直す**意味で資金実績・計画表や、ビジネスモデル俯瞰図等の基本的な計画を策定して経営の改善を図るものです。

本事業の特徴

専門家が経営診断と計画策定を支援

- 条件変更等の金融支援を必要としない、簡潔な計画を策定。
- 計画策定から1年後、フォローアップで進捗を確認。
- 策定した計画をもとに、自社の経営状況を客観的に把握。
- 必要に応じ本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介。

©光プロダクション

このようなお悩みがある方にお勧め！

現状は、返済条件の変更は必要ないが…

- ここのところ、資金繰りが不安定だ。
- よくわからないが、売上げが減少している。
- 自社の経営状況を客観的に把握したい。
- 専門家等からの経営に関するアドバイスが欲しい。
- 経営改善の進捗についてフォローアップをお願いしたい。

計画策定費用の補助について

★専門家に支払う費用の３分の２(最大20万円)を国が補助。

★ご本人負担３分の１の内、**信用保証協会がその半分（上限５万円）を補助。**

※詳細は次項をご覧ください

早期経営改善計画策定費用一部補助のご案内

和歌山県信用保証協会（以下、「協会」）では、国が実施する「認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」(以下、国の支援事業)を利用された事業者に、計画策定費用の一部補助を行っています。

対象事業者

協会の保証利用があり、和歌山県中小企業活性化協議会（以下、活性化協議会）に国の支援事業の利用申請を行った事業者。

補助の範囲

・早期経営改善計画策定に要する費用の6分の1（上限5万円）

・伴走支援(モニタリング)に関する費用は補助の対象外

〈補助額の例(単位:万円)〉

計画策定費用	国の補助額 (計画策定費用の2/3(最大20万円))	自己負担 (計画策定費用の1/3)	協会の補助額 (自己負担の1/2(最大5万円))	お客様負担額 (国・協会の補助後)
45	20	25	5	20
30	20	10	5	5
18	12	6	3	3

利用申請手続き

活性化協議会に「早期経営改善計画策定支援事業利用申請書」を提出後、原則、補助金が交付されるまでの間に以下の書類を協会に提出して下さい。受付後、利用が適当と認められる場合は「補助事業利用承諾通知書」を発行します。

1. 補助事業利用申請書
   (認定経営革新等支援機関と連名とする･所定書式あり)
2. 早期経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
3. 申請者の概要(写)
4. 業務別見積明細書(写)
5. 認定経営革新等支援機関の見積書および単価表(写)
6. 金融機関の事前相談書(写)

交付申請手続き

活性化協議会から認定経営革新等支援機関への補助金交付決定後、以下の書類を協会に提出して下さい。

1. 補助金交付申請書(所定様式あり)
2. 早期経営改善計画策定支援事業費用支払申請書(写)
3. 早期経営改善計画書(写)
4. 申請者による費用負担額(1/3)の支払いを示す*証憑類(写)
   (*振込受付書、払込取扱票等)
5. 活性化協議会の計画策定費用支払通知書(写)

交付決定

補助金交付申請書受付後、交付が適当と認められる場合は「補助金交付決定通知書」を発行し、交付申請書記載の申請者名義の口座に決定した補助金を振込みます。

補助の取消

以下に該当する場合は、補助決定後に補助の取消を行うことがあります。

1. 協会が定めた補助事業の要領に違反したとき
2. 虚偽の申請または不正行為と判断される申請･行為により国の支援事業による補助金を受けたとき
3. 申請者が経営破たんする等、協会が補助金交付決定の取消が相当であると判断したとき

和歌山県信用保証協会

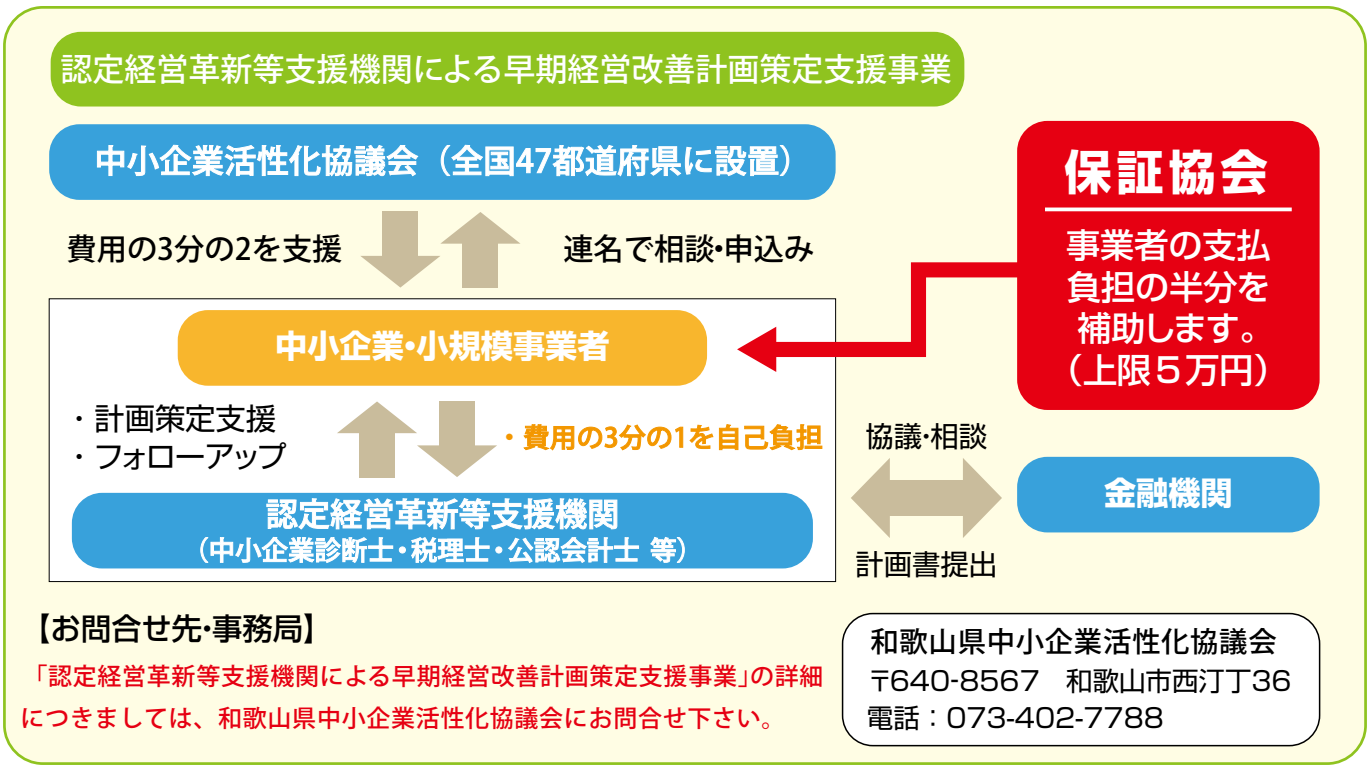

【お問合せ先・事務局】

「認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業」の詳細につきましては、和歌山県中小企業活性化協議会にお問合せ下さい。

和歌山県中小企業活性化協議会
〒640-8567　和歌山市西汀丁36
電話：073-402-7788

【お問合せ先】和歌山県信用保証協会

■ 本　所　経営支援課
〒640-8158　和歌山市十二番町39番地
TEL. 073-433-9704

■ 田辺支所　業務課
〒646-0027　田辺市朝日ヶ丘21番24号
TEL. 0739-22-4666